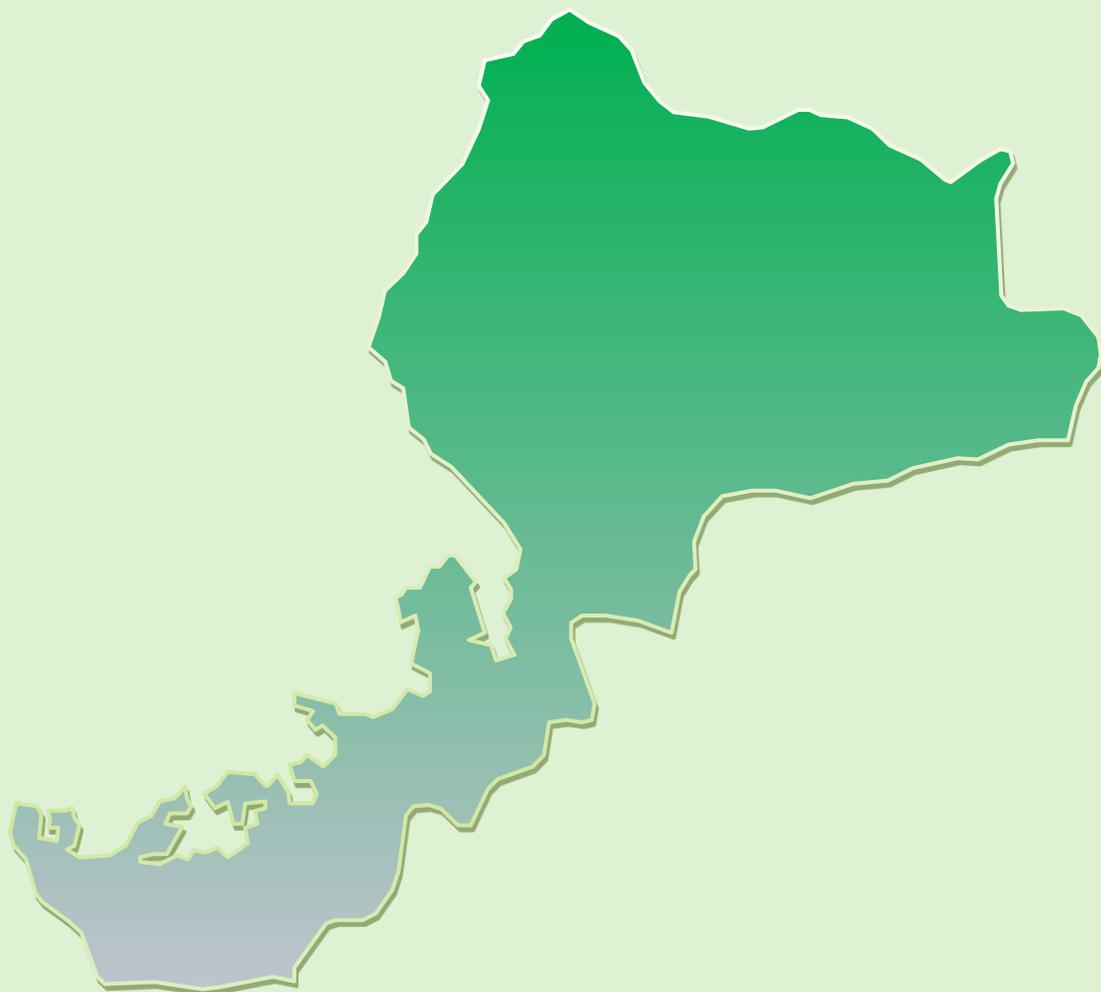


安全・安心ふくいプログラム

2025—2026



福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察



目次

I	はじめに	1
II	目的、期間、基本目標	2
III	取組項目	
第1	子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります	3
1	子どもを犯罪から守る対策の推進	
2	女性を犯罪から守る対策の推進	
3	高齢者を犯罪等から守る対策の推進	
第2	犯罪の起きにくい社会をつくります	6
1	県民と協働した地域の防犯力向上	
2	犯罪防止に配慮した環境の整備	
3	犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進	
4	非行少年を生まない社会づくり	
5	警察安全相談への対応の充実	
第3	犯罪の取締り等を強化します	9
1	重要犯罪等の取締り	
2	総合的な組織犯罪対策の推進	
3	来日外国人犯罪対策の推進	
4	生活経済事犯等の取締り	
5	犯罪被害者支援の充実	
第4	交通事故から県民を守ります	12
1	県民の交通安全意識を高める取組の推進	
2	高齢者の交通事故防止対策の推進	
3	悪質・危険運転者対策の推進	
4	通学路・生活道路等における安全な交通環境の整備	
第5	テロ、大規模災害等から県民を守ります	15
1	テロ等未然防止対策の推進	
2	大規模災害対策の推進	

第6	サイバー犯罪から県民を守ります	16
1	サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組の推進	
2	サイバー攻撃対策の推進	
3	サイバー犯罪の取締り	
第7	治安基盤を強化します	18
1	警察力の最適化	
2	初動警察活動、現場執行力の強化	
3	捜査環境の変化への的確な対応	
4	業務の効率化・高度化の推進	
5	警察施設・装備の充実整備	
IV	統計資料(令和6年)	20

I はじめに

県、県公安委員会および県警察では、平成15年以降、総合的な治安対策プログラムを共同で策定し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる福井の実現に向けて取り組んでいます。

令和5年4月から約2年間は、「安全・安心ふくいプログラム2023-2024」に基づき、

- ・ 県民の身近で発生する犯罪を防止する
- ・ 刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率100パーセントを目指す
- ・ 交通事故死者数20人以下を目指す

などの基本目標を掲げ、各種施策・事業に取り組みました。

この結果、刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和4年の2,664件以降、令和5年2,840件、令和6年2,972件と増加傾向となりましたが、刑法犯の検挙率は、令和5年57.4パーセント、令和6年77.2パーセントと高水準を維持するとともに、重要犯罪の検挙率は、令和5年は96.0パーセント、令和6年は100パーセントを超えて目標を達成したほか、交通事故死者数は令和5年20人(記録の残る昭和23年以降で過去最少)、令和6年23人となるなど、県内の治安は良好に推移しています。

一方で、依然として子ども・女性の安全を脅かす事案や高齢者を狙った特殊詐欺、匿名・流動型犯罪グループの関与が疑われる様々な犯罪が後を絶たず、サイバー犯罪関連の相談受理件数は増加しているほか、高齢者が関係する交通死亡事故は依然として高い割合で推移しております。

さらに、暴力団の壊滅に向けた取組、官民一体となったテロ対策や大規模災害等緊急事態対策など、引き続き、対処しなければならない課題も多くあります。

特に、当県では、昨年の北陸新幹線福井・敦賀間の開業に伴って交流人口や物流が増加しており、このような環境の変化が、県内の治安情勢に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、これらの課題や今後脅威となり得る情勢の変化に適応し、県民が安全で安心して暮らせる福井を実現するため、「安全・安心ふくいプログラム2025-2026」を策定し、2か年を目途として取り組むこととしました。

令和7年4月

福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察

Ⅱ 目的、期間、基本目標

第1 目的

安全で安心な福井の実現

第2 期間

2025年度～2026年度の2年間

第3 基本目標

- 1 声掛け事案、ストーカー・DV等の人身安全関連事案、SNS型投資・ロマンス詐欺、特殊詐欺等の被害防止対策を強化し、子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります。
- 2 地域みんなで力を合わせて犯罪の起きにくい社会づくりを推進し、県民の身近で発生する犯罪を防止します。
- 3 犯罪の取締りや、匿名・流動型犯罪グループ等（注）に対する組織犯罪対策を強化し、刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率100パーセントを目指します。
- 4 交通情勢を踏まえた交通安全対策を充実強化して、交通事故死者数20人以下の実現を図り、交通事故から県民を守ります。
- 5 原子力施設に対する警戒警備を強化するとともに、能登半島地震を踏まえた災害対処能力の向上を図り、テロ、大規模災害等から県民を守ります。
- 6 サイバー空間の安全安心の確保に向けた各種施策の推進や取締りを強化し、サイバー犯罪から県民を守ります。
- 7 社会の変化に的確に対応し、現場執行力の強化や施設・装備の充実を図り、治安基盤を強化します。

注： 中核的人物は匿名化され、SNSや求人サイトを利用して実行犯を募集する手口（いわゆる「闇バイト」）により特殊詐欺等の犯罪を広域的に敢行する犯罪集団をいいます。

Ⅲ 取組項目

第1 子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります

1 子どもを犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) 登下校時間帯における子どもの安全対策のため、防犯ボランティアと連携した通学路の重点的な警戒・パトロールや不審者情報等のタイムリーな発信、見守り活動の拡大などを推進します。
- (2) 声掛け、つきまとい等の前兆事案による被害の未然防止・拡大防止のため、行為者に対し、先制・予防的に検挙や指導・警告を行います。
- (3) 子どもの危険回避能力を向上させるため、防犯教室や不審者対応訓練を実施します。
- (4) SNSに起因した犯罪等の加害者、被害者にさせないため、非行防止教室（ひまわり教室）の開催やターゲティング広告等、工夫を凝らした広報啓発、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起等を実施します。
- (5) 児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯を取り締まるほか、宿泊施設等の被害発生施設の管理者に対する注意喚起を実施します。
- (6) 児童虐待が疑われる事案には、児童相談所等の関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底します。

【県】

- (1) 子ども重点見守りデーなどにおいて通学路の危険箇所を点検し安全マップに反映するなど、地域ぐるみの子どもの見守り活動を推進します。
- (2) 「夕方見守り運動協力店」を拡大し、声掛け事案が多発する時間帯の見守りを強化します。
- (3) ドライブレコーダー搭載車によるドラレコ見守り協力者を拡げていきます。
- (4) 見守り活動者のための研修会を開催し、登下校時の見守り活動の維持・活性化を図ります。
- (5) 有害環境から子どもを保護するため、保護対象年齢を拡充した取組を推進します。
- (6) 児童虐待については、通告受理後24時間以内に安全確認をするとともに、関係機関と連携して子どもの安全を最優先に対応します。
- (7) 子どもをインターネット被害から防ぐため、子どもにスマホを持たせる保護者に対してフィルタリングの役割等を周知します。
- (8) インターネット利用の低年齢化に対応するため、学校等と連携した親子参加型イベントの開催により、インターネットの安全活用を促進します。
- (9) 保護者・子どもに対し、インターネット上にある有害情報や大麻等の違法薬物等に関する注意喚起を推進します。



登下校時の警戒



幼児に対する防犯教室



不審者対応訓練

2 女性を犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) DV・ストーカー等の人身安全関連事案の被害者の安全を確保するため、行為者の検挙、禁止命令等の行政措置、被害者の保護対策及び加害者の状況確認を徹底します。
- (2) ストーカー行為者の更生のため、医師や臨床心理士等と連携し、治療に関する助言を行うなど、更生に向けた支援を行います。
- (3) 女性の防犯力向上のため、企業・団体等における防犯講座や県警アプリ「ふくいポリス」を活用した情報提供等を実施します。
- (4) 声掛け、つきまとい等の前兆事案による被害の未然防止・拡大防止のため、行為者に対し、先制・予防的に検挙や指導・警告を行います。（再掲）
- (5) わいせつ事犯やリベンジポルノ事犯や盗撮など、女性を対象とした卑劣な犯罪を徹底して取り締まります。

【県】

- (1) 声掛けや盗撮・痴漢に対する注意点、相談窓口等の必要な情報について、商業施設等において、またはSNS等を活用して広く県民に発信します。
- (2) 声掛け事案発生場所における地域防犯団体による安全点検の実施や、SNSを活用した不審者情報の発信など、女性が被害に遭わないための環境を整備します。
- (3) DVなどの困難な問題を抱える女性からの相談窓口の一本化、外国人や性的マイノリティなど多様化する支援対象者のニーズに応じた相談支援を推進します。
- (4) 性暴力救済センターふくい「ひなぎく」での24時間365日の相談体制に加え、専任職員配置や相談電話の通話料無料化などを推進します。
- (5) 災害時、避難所における安全性を確保するため、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など、女性等のニーズに配慮した避難所運営に努めます。
- (6) 避難所等における性犯罪・性暴力の発生を防止するため、トイレや更衣室の配置、照明の増設等、昼夜を問わず安心できる環境を整えます。



防犯講座



痴漢・盗撮被害
対策用チラシ



DV防止
リーフレット

3 高齢者を犯罪等から守る対策の推進

【警察】

- (1) 特殊詐欺被害の防止に向けて、高齢者等の防犯意識を高揚させるため、被害防止に関する出前講座等、工夫を凝らした広報啓発活動を推進します。
- (2) 特殊詐欺の犯人からの電話を直接受けることを防止するため、国際電話の利用休止を促すなどのハード対策を推進します。
- (3) 特殊詐欺の被害を水際で阻止するため、金融機関やコンビニエンスストア等と連携し、利用者等への声掛けや注意喚起等を促進します。
- (4) 「だまされた振り作戦」や他の都道府県警察との連携による特殊詐欺犯行グループ壊滅に向けた取締りを行います。
- (5) 携帯電話や預貯金口座の不正取得等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締りと、犯行に利用された携帯電話の利用停止や預貯金口座の凍結など、犯行ツールの無力化対策を推進します。
- (6) SNS型投資・ロマンス詐欺被害を未然に防止するため、高齢者をはじめとした幅広い世代に対して、ターゲティング広告等、工夫を凝らした広報啓発を推進します。
- (7) 関係機関・団体や地域住民等と連携した行方不明者や高齢者虐待事案の早期発見・保護活動を推進します。

【県】

- (1) 日常的に地域で高齢者と接する機会の多い民生委員やケアマネジャー、訪問介護員等に、見守りのポイントについての情報を発信するなど高齢者の特殊詐欺や消費者トラブル防止の見守り支援を推進します。
- (2) 日々、複雑巧妙化する悪質商法や特殊詐欺などの未然防止のため、最新の手口について出前講座を開催するほか、スーパーや薬局と連携した啓発を推進します。
- (3) 市町の高齢者SOSネットワーク情報を活用し、ひとり歩きによる行方不明者を早期発見するなど、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進します。



コンビニエンスストアにおける声掛け訓練



特殊詐欺の被害防止に関する出前講座



だまされた振り作戦実施訓練

第2 犯罪の起きにくい社会をつくります

1 県民と協働した地域の防犯力向上

【警察】

- (1) 県民の防犯力向上に向けて、連続発生や増加が予想される犯罪情報や、不審者、声掛け事案等についての発生状況や対処方法等に関する情報を、県警アプリ「ふくいポリス」等によってタイムリーに発信します。
- (2) 防犯隊やふくいマイタウン・パトロール隊（注1）等との合同パトロール等を通じて、県民の防犯意識の高揚を図るとともに、「ふくいクリーンアップ&安全・安心プロジェクト」等の取組を、犯罪の発生状況等を踏まえてアップデートするなど、防犯ボランティア活動の活性化を促進します。
- (3) 企業等が自主的に行う地域に密着した防犯活動である「防犯CSR活動」（注2）の促進に向けて「福井防犯力向上チャレンジ事業所」の継続した募集と、その定着を図るための取組を推進します。
- (4) 警察音楽隊や県警察のシンボルマスコット「リュウピー」・「リュウミー」等を活用した防犯広報を推進します。
- (5) 防犯情報等の広域的発信、自主防犯に役立つ緊急発信機能等を備えた県警アプリ「ふくいポリス」の積極的な導入促進や機能改善を実施し、県民の防犯力の向上を図ります。

注1:地域住民によって組織され、警察本部長の認定を受けた自主防犯団体

注2:Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

【県】

- (1) 地域の自主防犯力向上のため、防犯カメラ等の防犯インフラの整備を支援します。
- (2) 個人の防犯意識を向上させるため、防犯資機材の有効性の啓発を推進します。
- (3) 夜間の犯罪を予防するため、自宅の門灯や玄関灯などを一晩中点灯させておく、タウンライトアップ運動を推進します。
- (4) 犯罪をした者等を対象とする相談支援窓口の設置や、賃貸住宅入居時の見守り等にかかる費用を補助する居住支援など、再犯防止に関する施策を推進します。
- (5) 薬物乱用の違法性・危険性を周知する県内一斉街頭啓発活動を実施します。



県警アプリ
「ふくいポリス」



警察と防犯ボランティア団体による
合同パトロール出発式



防犯ボランティア団体との
通学路の警戒

2 犯罪防止に配慮した環境の整備

【警察】

- (1) 北陸新幹線の福井延伸開業に伴う交流人口の増加等の影響を踏まえ、街頭防犯カメラが適切な場所に設置されているかを検証するとともに、公共施設や自治会、個人住宅等における防犯カメラの設置や運用に関する助言・指導を行います。
- (2) 防犯訓練の実施等により、公共施設の管理者や事業者等に対して防犯対策に関する助言・指導を行います。
- (3) 住宅や乗り物等の無施錠等被害を防止するため、行動学に基づく取組や、体験型の講習等、効果的・効率的な広報啓発活動を推進します。
- (4) ふくいマイタウン・パトロール隊の新規設立や、「ふくいクリーンアップ&安全・安心プロジェクト」への参加促進等、自主防犯団体の体制・活動の拡大に向けて、官民が連携した取組を推進します。
- (5) SNS型投資・ロマンス詐欺被害を未然に防止するため、高齢者をはじめとした幅広い世代に対して、ターゲティング広告等、工夫を凝らした広報啓発を推進します。（再掲）
- (6) 闇バイトなどの違法・有害な情報の排除等、適切なインターネットの利用を促進するため、AIの活用による注意喚起の実施等の新たな対策にも積極的に取り組むとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進します。

3 犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進

【警察】

- (1) 犯罪や交通事故の発生状況を踏まえた、制服警察官の不審者に対する職務質問の徹底や交通指導取締りなど、地域の実情に応じた活動を推進します。
- (2) 職務質問による犯罪検挙に向けて、職務質問技能指導官等による指導や研修を通じて、職務質問の技能向上に取り組みます。
- (3) 万引き、自転車盗等のゲートウェイ犯罪や、特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、自転車置場やコンビニエンスストア等の量販店、金融機関等において、制服警察官によるパトロール、駐留警戒、広報啓発等を推進します。
- (4) 巡回連絡、交番相談員の効果的な運用、交番ネットワークカメラの活用等によって地域住民の要望を把握し、適切に対応します。
- (5) 刃物使用の凶悪事件等、様々な事案を想定した現場対応訓練を実施するなど、迅速的確な対応にあたります。



パトロール活動



不審者への職務質問



地域住民の要望把握

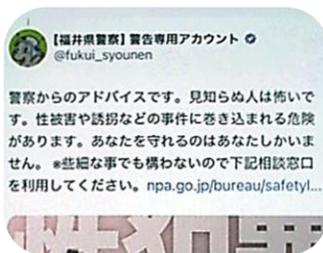
4 非行少年を生まない社会づくり

【警察】

- (1) 少年の規範意識の向上のため、学校や教員と連携した非行防止教室（ひまわり教室）等を実施します。
- (2) SNSに起因した犯罪等の加害者、被害者にさせないため、非行防止教室（ひまわり教室）の開催やターゲティング広告等、工夫を凝らした広報啓発、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起等を実施します。（再掲）
- (3) 少年サポートセンターやヤングテレホン（少年相談）の周知を図るなどして少年相談を促すとともに、少年、保護者との面接等を通じて非行防止に向けたサポートを推進します。
- (4) 少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進するとともに、福井少年鑑別支所や大学生ボランティア等と連携した立ち直り支援活動を推進します。
- (5) 福井県学校・警察連携制度を効果的に運用して情報共有を図り、学校の対応状況を踏まえながら、少年の健全育成を推進します。

【県】

- (1) 青少年を犯罪に関与させないため、闇バイトに関する動画作成・配信など、メディアを活用して幅広い世代を対象に啓発を実施し、青少年の健全育成・非行防止活動を強化します。
- (2) 自身が加害者にならない、被害防止のために行動ができるよう消費者教育を推進します。
- (3) 青少年の非行や事故の発生を予防するため、各事業団体、行政機関などとの協力体制を強化します。



SNSを活用した情報発信



非行防止教室



少年警察ボランティアと連携した街頭補導活動

5 警察安全相談への対応の充実

【警察】

- (1) 犯罪被害の潜在化を防止するため、警察安全相談電話（#9110）や性犯罪被害相談電話（#8103）等の各種相談窓口を周知し、被害者等からの相談に24時間対応します。
- (2) 相談受理態勢を充実し、県民の立場に立った適切な対応を推進します。
- (3) 警察安全相談に関する研修会を開催するなど、相談対応を担う人材を育成します。
- (4) 様々な相談に適切に対応するため、関係機関・団体等との連携を推進します。

第3 犯罪の取締り等を強化します

1 重要犯罪等の取締り

【警察】

- (1) 初動捜査の強化により殺人・強盗等の重要犯罪を取り締まります。
- (2) 空き巣・車上ねらい等の県民が身近に不安を感じる窃盗犯罪を取り締まります。
- (3) 捜査支援システムの整備・活用や他の都道府県警察との連携により広域犯罪を取り締まります。



初動捜査活動(聞き込み)



現場鑑識活動



捜査支援システムの活用

2 総合的な組織犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 暴力団や匿名・流動型犯罪グループなどの犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な取締りを行います。
- (2) 犯罪組織の実態解明と犯罪収益の剥奪を推進します。
- (3) 「だまされた振り作戦」や他の都道府県警察との連携による特殊詐欺犯行グループ壊滅に向けた取締りを行います。(再掲)
- (4) SNS等のアカウントや暗号資産の口座など犯行ツールに関する捜査を徹底し、SNS型投資・ロマンス詐欺犯行グループ壊滅に向けた取締りを行います。
- (5) 携帯電話や預貯金口座の不正取得等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締りと、犯行に利用された携帯電話の利用停止や預貯金口座の凍結など、犯行ツールの無力化対策を推進します。(再掲)
- (6) 覚醒剤や大麻など、薬物の需要の根絶と供給の遮断に向けた取締りと広報啓発を推進します。
- (7) 繁華街等における無許可営業、客引き、違法性風俗店の営業等、善良の風俗及び清浄な風俗環境を害する悪質な風俗事犯を取り締まります。
- (8) 悪質なりフォーム業者等による訪問販売や架空の投資話等で不法な利益を得る特定商取引等の悪質商法事犯を取り締まります。
- (9) フィッシング等を手口とする不正送金・不正決済事犯や、サイバー空間を悪用した詐欺等の犯罪を取り締まります。
- (10) オンライン上で行われる賭博事犯を取り締まります。
- (11) 関係機関・団体と連携し、外国人コミュニティの犯罪組織等の浸透を防止します。
- (12) 来日外国人グループによる組織窃盗・詐欺事犯や旅券、在留カード等の身分証

明書の偽変造事犯を取り締まります。

- (13) 出入国在留管理庁と連携し、不法滞在者の取締りを推進します。
- (14) 暴力団を公共事業や民間取引から排除するなど、社会一体となった暴力団排除活動を推進します。



福井県公益事業暴力追放連絡協議会



覚醒剤密売事件の証拠品



オンラインカジノのサイト

3 来日外国人犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 関係機関・団体と連携し、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透を防止します。(再掲)
- (2) 来日外国人グループ等による組織窃盗・詐欺事犯や旅券、在留カード等の身分証明書の偽変造事犯を取り締まります。(再掲)
- (3) 出入国在留管理庁と連携し、不法滞在者の取締りを推進します。(再掲)
- (4) 訪日外国人等の増加を見据えた対応力の向上と各種施策の一層の推進を図ります。

4 生活経済事犯等の取締り

【警察】

- (1) 悪質なりフォーム業者等による訪問販売や架空の投資話等で不法な利益を得る特定商取引等の悪質商法事犯を取り締まります。(再掲)
- (2) 無登録・高金利で金を貸し付けるヤミ金融事犯、廃棄物の不法投棄等の環境事犯、偽ブランド商品販売等の知的財産権侵害事犯等の生活経済事犯を取り締まります。
- (3) オンライン上で行われる賭博事犯を取り締まります。(再掲)
- (4) ヤミ金融等に悪用される携帯電話や預貯金口座等の犯行ツール無力化対策を推進します。



廃棄物の不法投棄



商標法違反事件の証拠品

5 犯罪被害者支援の充実

【警察】

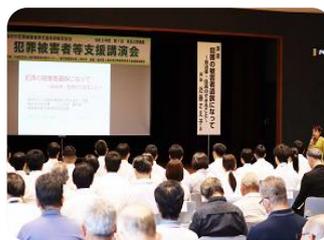
- (1) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、生活支援金の給付や、経済的負担の軽減に資する医療費などの公費負担制度の拡充・運用を図ります。
- (2) 精神的負担の軽減に配慮した被害者の心情・特性に応じた相談受理や事情聴取等を推進します。
- (3) 犯罪被害者の実態や支援活動などの情報発信・提供による、県民の理解の増進と地域ぐるみの総合的支援を推進します。

【県】

- (1) 犯罪被害者等が相談しやすい環境を作るため、市町や民間支援団体等と連携し、ワンストップ支援体制を強化します。
- (2) 市町に犯罪被害者等支援の条例の制定等を働きかけ、県と市町が一体となったきめ細やかな犯罪被害者等支援を行います。
- (3) 性別を問わず相談しやすい環境を作るため、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口の周知を推進します。
- (4) 性暴力救済センターふくい「ひなぎく」での24時間365日の相談体制に加え、専任職員配置や相談電話の通話料無料化などを推進します。（再掲）
- (5) 専門的な研修会の開催など、被害者を支援する人材育成を推進します。



命の大切さを学ぶ教室



県民公開講座



生命のメッセージ展

第4 交通事故から県民を守ります

1 県民の交通安全意識を高める取組の推進

【警察】

- (1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進します。
- (2) 横断歩道における歩行者保護意識の醸成に向けた取組を推進します。
- (3) シートベルト・チャイルドシートの着用促進に向けた取組を推進します。
- (4) 自転車等の安全利用に向けた取組を推進します。
- (5) 交通安全教育等による交通ルールの周知を図ります。
- (6) 関係機関・団体と連携した交通安全対策を推進します。

【県】

- (1) 毎月の「横断歩道 de 歩行者を守る日」において、街頭啓発等の交通安全啓発活動を強化します。
- (2) 交通死亡事故が多発傾向にある10～12月に、「交通死亡事故防止対策集中運動」を展開します。
- (3) ドライバーへの歩行者優先意識を定着させるため、「横断歩道ストップ」を呼び掛ける広報のほか、車へのマグネットステッカー貼付による啓発を強化します。
- (4) 横断歩道での歩行者手挙げを促すために、「路面シート」貼付による広報啓発を強化します。
- (5) 若者や働き世代、高齢者などターゲットごとに訴求力のある広報啓発を強化します。
- (6) 後部座席を含めたシートベルトの全席着用や、チャイルドシートの正しい使用を徹底するため、JAF等と連携してVR動画を活用した啓発を推進します。
- (7) パークアンドライド駐車場の活用等により、通勤時の自家用車（クルマ）の利用を控えるカーセーブ運動を推進します。
- (8) 教育・啓発の機会を通じて手上げ横断の有効性などを周知し、歩行者の安全意識の高揚を図ります。
- (9) 民間企業と連携し、テレマティクスタグ（注）を活用してドライバーの運転に関する気づきを促す機会を作り、安全運転意識を醸成します。
- (10) HPにおいて「交通安全マップ」を公開し、危険が潜んでいる箇所を可視化することで、交通事故の未然防止を図ります。
- (11) 学校、自転車関係事業者と連携の上、「自転車安全利用五則」等を活用して、ヘルメットの着用や自転車の通行ルールの周知を推進します。

注：車の運転データをリアルタイムに取得できる電子機器



横断歩道における
見える・見せる活動



交通安全教育
(シートベルト体験車)



関係機関・団体と連携した
広報啓発活動

2 高齢者の交通事故防止対策の推進

【警察】

- (1) 高齢者の自宅訪問を通じた交通安全指導を推進します。
- (2) 事故遭遇のおそれのある者に対する保護・誘導活動等の高齢交通弱者対策（自転車・歩行者）を推進します。
- (3) 高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教育を推進します。
- (4) 運転免許証の自主返納しやすい環境整備等を推進します。

【県】

- (1) 「高齢免許返納者サポート制度」に賛同する事業者を増やすなど、制度を充実するほか、免許返納後の代替交通について周知するなど、運転に不安のある高齢者の免許返納を促進します。
- (2) 高齢運転者の交通事故防止に向けた、サポカーへの乗換促進、指導・教育を推進します。
- (3) 自主返納に踏み切れない高齢運転者を対象に、運転する時間帯や場所等を限定するよう呼び掛けることで、安全運転を続ける限定運転者を増やします。
- (4) 日常で身に付けやすい反射材用品を直接配布するとともに、反射材を購入しやすい環境作りを事業者に働きかけ、反射材の着用を促進します。



高齢者宅の個別訪問による交通安全指導



参加・体験型交通安全教育（歩行環境シミュレータ）



運転免許自主返納出張窓口

3 悪質・危険運転者対策の推進

【警察】

- (1) 飲酒運転、あおり運転、著しい速度超過等の悪質・危険な違反に重点を置いた取締りを推進します。
- (2) 飲酒運転に関する車両や酒類の提供罪、同乗罪の取締りを推進します。
- (3) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進します。



飲酒検問の実施



飲酒運転根絶に向けた広報啓発

4 通学路・生活道路等における安全な交通環境の整備

【警察】

- (1) 通学路や生活道路における交通指導取締りを推進します。
- (2) 横断歩道などの交通安全施設の整備を推進します。
- (3) ゾーン30プラス(注)等の整備により生活道路の速度抑制を図るなどの交通安全対策を推進します。

注： 最高速度 30km/h の区域規制（ゾーン30）とハンプなどの物理的デバイスの組み合わせ（プラス）により、速度抑制及び抜け道として通行する車両の排除を図り、生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間を整備する対策

【県】

- (1) 通勤・通学、買い物などの日常生活や、地域間の交流・連携等に利用される幹線道路を整備することで、ゆとりを持って運転できる走行空間づくりを進め、さらなる道路ネットワークの充実を図ります。
- (2) 歩道整備や歩道拡幅による安全な歩行空間の整備など、人にやさしく、安全で安心して暮らせる環境・基盤づくりを進めます。
- (3) 自転車の利用が多い通学路や生活道路における「自転車安心通行帯」の整備を促進します。



可搬式速度違反自動取締装置
を活用した交通指導取締り



生活道路における
速度抑制対策（狭さく）



自転車安心通行帯整備

第5 テロ、大規模災害等から県民を守ります

1 テロ等未然防止対策の推進

【警察】

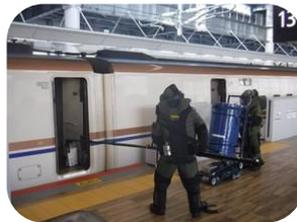
- (1) 原子力発電所などの重要な施設に対する警戒警備を強化するとともに、テロ対処能力の向上を図ります。
- (2) 新幹線などの公共交通機関や不特定多数の者が集まる大規模集客施設等に対する安全対策を徹底するとともに、イベントにより多数の者が集まる場所におけるドローン等の小型無人機や車両等を使用したテロの未然防止を進めます。
- (3) 関係機関、民間事業者、地域住民等との緊密な連携による爆発物原料対策、ホテル等の悪用防止対策などのテロ未然防止対策を推進します。
- (4) 拉致容疑事案等に対する捜査・調査を推進するとともに、沿岸警備協力会や関係機関と連携した沿岸線の警戒を強化します。

【県】

- (1) テロ事案等の発生に備え、迅速かつ的確な初動対応が実施できるよう、国や市町、防災関係機関と連携した図上訓練を実施します。



原子力施設の警戒警備



公共交通機関における
合同訓練



関係機関との
沿岸警備広報

2 大規模災害対策の推進

【警察】

- (1) 激甚化する災害に対処するため、能登半島地震を踏まえ、危機管理態勢を不断に点検します。
- (2) 消防、自衛隊等の関係機関との合同訓練や災害現場に即した実戦的な初動対処・救出救助訓練を実施して部隊の対処能力の向上を図ります。
- (3) 要員の確保や装備資機材の充実、消防団など自治組織との連携により、初動態勢の強化を図ります。
- (4) 的確な災害対処に資するため、警察航空機（ヘリコプター）やドローン等の小型無人機を活用するとともに、運用能力の更なる向上を図ります。

【県】

- (1) 地震や大雨などに備え、災害が発生する前段階で国や市町、防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な初動対応を実施します。
- (2) 災害時、避難所における安全性を確保するため、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など、女性等のニーズに配慮した避難所運営に努めます。（再掲）
- (3) 避難所等における性犯罪・性暴力の発生を防止するため、トイレや更衣室の配置、照明の増設等、昼夜を問わず安心できる環境を整えます。（再掲）



救出救助訓練



列車事故対処訓練



ドローンの取扱訓練

第6 サイバー犯罪から県民を守ります

1 サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組の推進

【警察】

- (1) 民間の自主的な被害防止対策を促進するため、犯罪情勢に即した情報発信や注意喚起、関係機関・団体と連携したセミナーや講演、WEBサイトのせい弱性診断等を実施します。
- (2) 被害の防止や規範意識の向上のため、サイバー防犯ボランティアと連携した若年層に対する広報啓発活動を実施します。
- (3) サイバーパトロールや警察安全相談等で把握した違法・有害情報に対しては、事件捜査のほか、事業者への削除依頼やAIを活用したSNS投稿者に対する個別警告等を推進します。

【県】

- (1) インターネットを悪用した犯罪などから守るため、通信事業者と連携して高齢者によるデジタル機器の安全利用に向けたスキルアップ支援を推進します。
- (2) インターネット利用の低年齢化に対応するため、学校等と連携した親子参加型イベントの開催により、インターネットの安全活用を促進します。(再掲)
- (3) 家庭でのスマートフォン等の活用方法や使い方のルール作りなどの必要性を学ぶ機会をつくり、安全なインターネット利用を促します。
- (4) 保護者・青少年に対しインターネット上にある有害情報や大麻等の違法薬物等に関する注意喚起を行うなど、青少年を有害環境から守る対策を推進します。(再掲)



サイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発



体験型セミナー



フィルタリング啓発

2 サイバー攻撃対策の推進

【警察】

- (1) 重要インフラ事業者等で構成する「福井県サイバーテロ対策協議会」の枠組みを活用し、サイバー攻撃の脅威やサイバーセキュリティに関する情報共有や注意喚起を行います。
- (2) 重要インフラ事業者等と連携し、サイバー攻撃の発生を想定した実践的な共同対処訓練や立入検査を行います。
- (3) 24時間体制でサイバー攻撃の予兆や実態等を把握・分析している警察庁と連携し、分析結果を重要インフラ事業者等に情報提供します。

【県】

- (1) 県内企業・団体のシステム管理者を対象とした研修を実施し、県内企業にセキュリティ対策の重要性への気づきを促します。
- (2) 医療機関に対する実地調査などの医療監視制度を活用し、県内すべての病院のサイバーセキュリティ対策を推進します。



重要インフラ事業者との
情報共有



重要インフラ事業者との
共同対処訓練



重要インフラ事業者への
立入検査

3 サイバー犯罪の取締り

【警察】

- (1) フィッシング等を手口とする不正送金・不正決済事犯や、サイバー空間を悪用した詐欺等の犯罪を取り締まります。（再掲）
- (2) 不正アクセスやコンピュータ・ウイルスを利用するなどの悪質なサイバー犯罪を取り締まります。
- (3) 犯罪情勢の変化や新たな手口に的確に対応した取締りを行います。
- (4) サイバー犯罪捜査に関する対処能力を向上するため、専門的な知識・技能を有する警察官の採用、捜査員の育成など、体制整備を進めます。

第7 治安基盤を強化します

1 警察力の最適化

【警察】

- (1) 治安上の課題や情勢の変化に対応した組織体制を強化します。
- (2) 治安情勢の変化に的確に対応するため、新たに設置した機動警察隊、捜査支援分析課等による警察署への総合的な業務支援を推進するなど、警察力の強化を図ります。
- (3) 採用募集活動等の充実強化により優秀な人材を確保します。



機動警察隊
発足式



「体験型」の
採用説明会

2 初動警察活動、現場執行力の強化

【警察】

- (1) 通信指令機能の高度化と通信指令を担う人材を育成します。
- (2) 現場を想定した実戦的な訓練や伝承教養の充実により、警察官の現場執行力の強化を図ります。
- (3) 県民の多様なニーズに応えるための女性の視点を生かした警察活動を推進します。



通信指令・無線通話技能競技会



交番における実戦的な訓練



若手警察官に対する鑑識教養

3 捜査環境の変化への的確な対応

【警察】

- (1) 取調べの録音・録画をはじめとする新たな刑事司法制度に対応した適正な捜査を推進します。
- (2) DNA型鑑定、防犯カメラ画像や電磁的記録の解析など、客観証拠を重視した捜査を推進します。
- (3) 犯罪死の見逃し防止に向けた取組を推進します。
- (4) 捜査支援と犯罪分析の高度化に向けた取組を推進します。



取調べの録音・録画研修



DNA型鑑定室



捜査員に対する検視研修

4 業務の効率化・高度化の推進

【警察】

- (1) DXをはじめとした先端技術等の整備・活用を促進し、デスクワークの省力化、ペーパーレス化等を進め、現場活動の強化を図ります。
- (2) パソコンやスマートフォン等の多様なデバイスを対象とした情報発信力の強化を図ります。
- (3) 情報通信基盤の整備やメンテナンスを行える専門的知識を有する人材の確保・育成を進め、県民の利便性の向上等を図ります。

5 警察施設・装備の充実整備

【警察】

- (1) 地域の治安の要となる警察署や交番・駐在所等の警察施設を整備します。
- (2) 信号機等の交通安全施設の着実な維持管理・更新に向けた取組を推進します。
- (3) 警察活動を支える装備の充実整備を図ります。



新大野警察署庁舎
(完成予想図)



交番・駐在所の整備



PHEV車等をはじめ
警察車両の整備

IV 統計資料（令和6年）

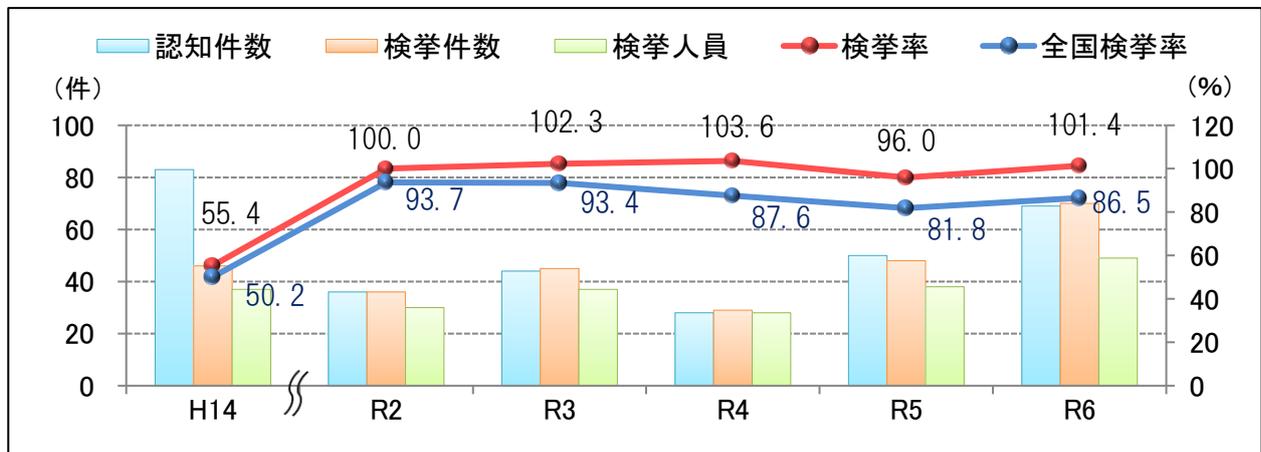
1 刑法犯の認知・検挙状況

令和6年の刑法犯認知件数は2,972件で、前年より132件（4.6%）増加し、2年連続で増加しました。一方で、検挙率は77.2%で、前年より19.8ポイント上昇し、全国第1位となりました。

		H14	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯	認知件数(件)	13,884	2,764	2,714	2,664	2,840	2,972
	検挙件数(件)	4,191	1,960	2,119	1,799	1,631	2,295
	検挙人員(人)	2,415	1,263	1,100	1,051	1,183	1,290

2 重要犯罪の認知・検挙状況

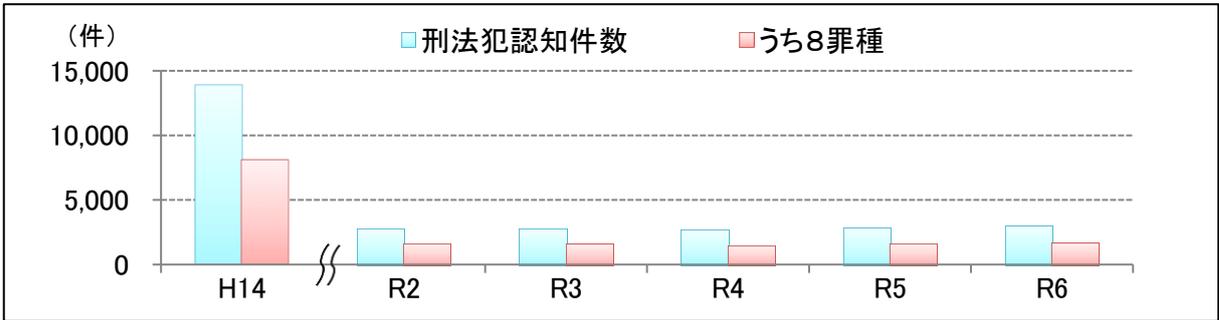
令和6年の重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐および強制わいせつ）の認知件数は69件で、前年より19件（38.0%）増加しました。検挙率は101.4%で全国第5位となりました。



		H14	R2	R3	R4	R5	R6
重要犯罪	認知件数(件)	83	36	44	28	50	69
	検挙件数(件)	46	36	45	29	48	70
	検挙人員(人)	37	30	37	28	38	49

3 防止重点8罪種の認知状況

令和6年の防止重点8罪種の認知件数は1,634件で、前年より16件(0.9%)増加しました。



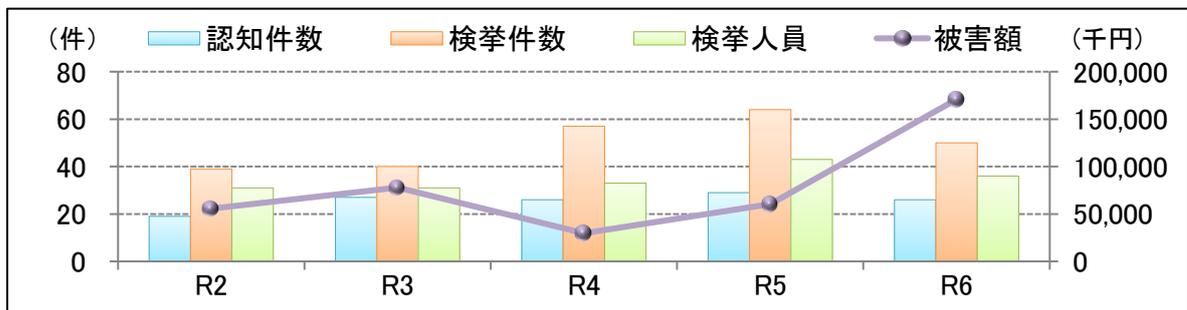
8罪種		H14	R2	R3	R4	R5	R6
県民の身近で多く発生する犯罪	車上ねらい	2,416	189	123	160	81	139
	自転車盗	2,341	307	293	310	542	381
	万引き	1,320	543	443	562	513	748
	置引き	348	143	114	142	143	91
	器物損壊	904	238	220	156	206	153
住宅等への侵入犯罪	空き巣	460	60	53	43	58	44
	忍込み	132	46	252	20	20	37
	住居侵入	188	72	51	61	55	41
合計		8,109	1,598	1,549	1,454	1,618	1,634

(単位: 件)

4 特殊詐欺の認知状況

令和6年の特殊詐欺の認知件数は26件で、前年より3件(10.3%)減少、被害額は約1億7,082万円で、前年より約1億1,048万円(183.1%)増加しました。

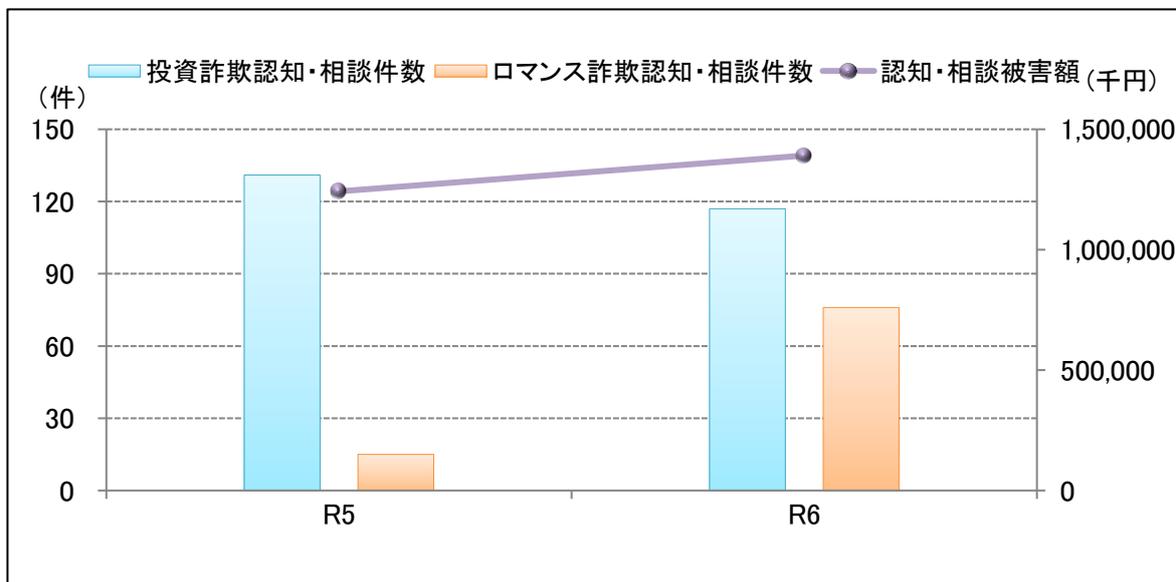
検挙件数(助長犯を含む。)は50件で、前年より13件(21.9%)減少し、検挙人員は36人で、前年より7人(16.3%)減少しました。



	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数 (件)	19	27	26	29	26
高齢者被害	14	25	19	20	19
全体に対する割合 (%)	73.7	92.6	73.1	69.0	73.1
被害総額 (千円)	55,755	77,891	29,655	60,343	170,816
検挙件数 (件)	39	40	57	64	50
検挙人員 (人)	31	31	33	43	36

5 SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況

令和6年のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・相談件数は193件で、前年より47件(32.2%)増加し、認知・相談被害額は約13億9,082万2千円で、前年より約1億4,853万2千円(12.0%)増加しました。



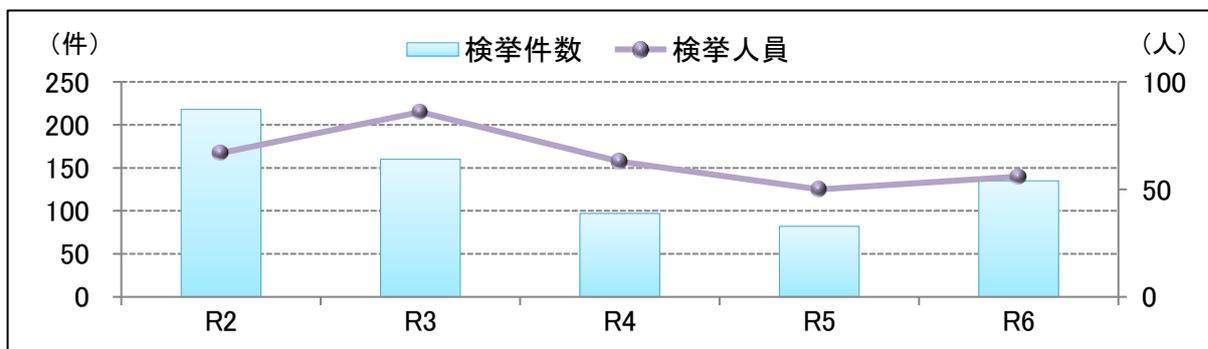
		R5	R6
認知・相談件数 (件)	SNS型投資詐欺	131 [6]	117 [14]
	SNS型ロマンス詐欺	15 [6]	76 [7]
	合計	146 [12]	193 [21]
認知・相談被害額 (千円)	SNS型投資詐欺	1,111,357 [77,366]	839,305 [273,770]
	SNS型ロマンス詐欺	130,933 [96,283]	551,517 [189,965]
	合計	1,242,290 [173,649]	1,390,822 [463,735]
検挙件数 (件)		0	3
検挙人員 (人)		0	3

[] 内は認知件数・被害額

※ SNS型投資・ロマンス詐欺は、令和5年から統計を開始しました。本犯罪については、相談にとどまる事案の件数、被害額が多いため、相談も含めた統計としています。

6 来日外国人犯罪の検挙状況

令和6年の来日外国人による犯罪の検挙件数・人員は135件・56人で、前年より53件（64.6%）・6人（12.0%）増加しました。



	R2	R3	R4	R5	R6
検挙件数 (件)	218	160	97	82	135
刑法犯	193	125	66	54	109
特別法犯	25	35	31	28	26
検挙人員 (人)	67	86	63	50	56
刑法犯	50	59	36	32	44
特別法犯	17	27	27	18	12

7 子どもに対する声掛け事案等の現状

令和6年の子どもに対する声掛け、つきまとい事案等の相談等件数は148件で、前年より18件（10.8%）減少しました。また、性犯罪等の未然防止・拡大防止のための先制・予防的活動は、検挙が37件で、指導・警告が60件でした。

（子どもに対する声掛け事案等の相談状況）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学生以下	91	100	55	63	65
中学生	56	55	41	45	36
高校生	64	60	56	53	46
その他	8	3	1	5	1
合計	219	218	153	166	148

（単位：件）

（子どもへの声掛け事案等への対応）

	R2	R3	R4	R5	R6
検挙	27	22	16	33	37
指導・警告	69	83	69	68	60
合計	96	105	85	101	97

（単位：件）

※ 検挙には、公然わいせつや強制わいせつ等の性犯罪を含みます。

8 児童虐待事案の現状

令和6年の児童虐待事案の認知対応件数は426件で、前年より102件(19.3%)減少しました。また、児童通告人員数が447人で、中でも心理的虐待が378人で最も多く、検挙件数は25件でした。

	R2	R3	R4	R5	R6
認知対応件数(件)	555	547	521	528	426
児童通告人員数(人)	678	608	539	449	447
身体的	73	60	59	59	42
性的	4	4	0	2	1
ネグレクト	31	26	16	31	26
心理的	570	518	464	357	378
うち面前DV	436	346	333	196	282
検挙件数(件)	59	33	17	21	25

9 女性が被害者となる犯罪等の現状

令和6年の女性が被害者となる犯罪の認知件数は183件で、前年より1件(0.5%)増加し、検挙件数は181件で、前年より1件(0.5%)減少しました。また、ストーカー事案の相談等件数は104件で、前年より14件(15.6%)増加、DV事案の相談等件数は229件で、前年より26件(12.8%)増加しました。

(女性が被害者となる犯罪の認知・検挙状況)

※ 県警察では、強制性交等や強制わいせつ等のうち、女性を狙った犯罪を「女性が被害者となる犯罪」として独自に統計を取っています。

	R2		R3		R4		R5		R6	
	認知件数	検挙件数								
強制性交等	7	7	13	13	7	7	10	10	15	15
強制わいせつ	18	18	22	22	11	12	29	28	15	15
略取誘拐・人身売買	1	1	2	2	1	1	0	0	3	3
暴行	155	155	117	118	117	116	103	104	112	111
傷害	60	54	34	37	24	24	40	40	38	37
合計	241	235	188	192	160	160	182	182	183	181

(単位:件)

(ストーカー事案の相談等、検挙、禁止命令・警告件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
相談等	157	130	122	90	104
検挙	41	37	20	31	31
禁止命令・警告	64	64	42	37	57

(単位:件)

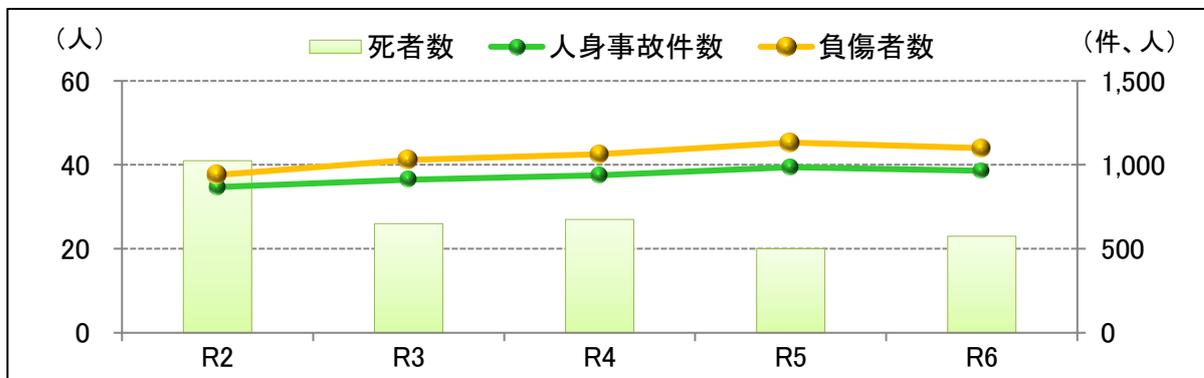
(DV事案の相談等、検挙・保護命令件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
相談等	269	236	190	203	229
検挙	142	99	80	112	102
保護命令	14	9	3	6	8

(単位:件)

10 交通事故の発生状況

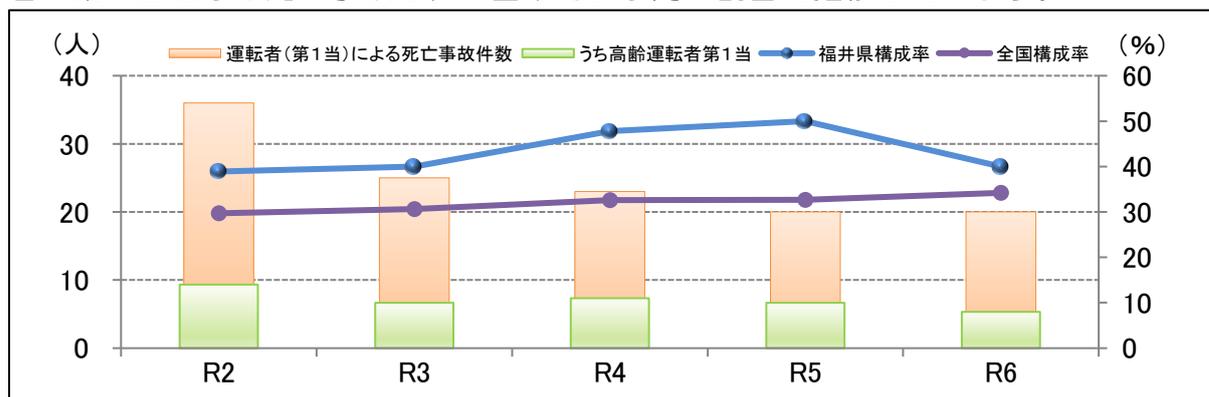
令和6年の交通事故死者数は23人で、前年より3人（15.0%）増加しました。人身事故件数は964件で、前年より22件（2.2%）減少し、負傷者数は1,100人で、前年より33人（2.9%）減少しました。



	R2	R3	R4	R5	R6
交通事故死者数(人)	41	26	27	20	23
人身事故件数(件)	868	912	939	986	964
負傷者数(人)	940	1,029	1,063	1,133	1,100

11 高齢運転者が第1当事者となる死亡事故の現状

令和6年の交通死亡事故のうち、65歳以上の高齢運転者が第1当事者（原付以上）となる事故は8件で、前年より2件（20.0%）減少しましたが、依然として高齢運転者が第1当となる死亡事故は、全国平均より高い割合で推移しています。



	R2	R3	R4	R5	R6
運転者(第1当)による死亡事故件数(件)	38	25	26	20	23
うち高齢運転者第1当(人)	14	10	11	10	8
福井県構成率(%)	36.8	40.0	42.3	50.0	34.8
全国構成率(%)	25.6	27.1	29.0	29.3	30.6

※ 自動車又は原動機付自転車の運転者が第1当事者となる死亡事故件数です。

12 サイバー犯罪等の相談受案件数等

令和6年のサイバー犯罪等の相談受案件数は 2,583 件で、前年より 511 件 (24.7%) と大幅に増加し、このうち、詐欺・悪質商法に関する相談が 1,445 件で、前年より 318 件 (28.2%) 増加、クレジットカード番号盗取等に関する相談が 348 件で、前年より 129 件 (58.9%) 増加しました。また、サイバー犯罪の検挙件数は 86 件で、前年より 16 件 (21.4%) 増加しました。

(サイバー犯罪等の相談受案件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
詐欺・悪質商法	810	996	956	1,127	1,445
違法・有害情報	26	98	58	55	46
名誉毀損・誹謗中傷	106	118	89	69	136
不正アクセス、コンピュータ・ウイルス	147	239	406	232	219
迷惑メール	195	122	242	292	236
クレジットカード番号盗取等	136	177	202	219	348
その他	117	151	189	78	153
合計	1,537	1,901	2,142	2,072	2,583

(単位：件)

(サイバー犯罪の検挙状況)

	R2	R3	R4	R5	R6
不正アクセス禁止法違反	6	2	3	1	7
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪(合計)	3	4	12	3	3
電子計算機使用詐欺	0	1	12	3	1
電磁的記録不正作出・毀棄	0	0	0	0	0
支払用カード電磁的記録不正作出等	0	2	0	0	0
不正指令電磁的記録作成・取得等	3	1	0	0	2
ネットワーク利用犯罪(合計)	65	52	52	66	76
詐欺	21	13	24	30	25
児童買春・児童ポルノ法違反	2	3	3	2	7
福井県青少年愛護条例違反	2	4	3	3	0
わいせつ物頒布等	1	4	0	0	0
著作権法違反	0	0	0	0	0
商標法違反	2	0	1	0	2
脅迫	5	3	2	5	4
名誉毀損	5	1	4	2	6
その他	27	24	15	24	32
合計	74	58	67	70	86

(単位：件)